

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：32630

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01256

研究課題名（和文）ヨーロッパにおける二重機能型国務院の比較法的研究 - 権力分立と人権保障の観点から -

研究課題名（英文）The comparative legal study of the dual-functional the Councils of State in Europe: The perspective of Separation of powers and Guarantee of human rights

研究代表者

奥村 公輔 (Okumura, Kosuke)

成城大学・法学部・准教授

研究者番号：40551495

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：まず、法制諮問機能と最高行政裁判機能を有するフランス・ベルギー・オランダ・イタリアの国務院の組織・権限を明らかにするために、4か国の国務院に関連する法令を詳細に検討し、その翻訳を行った。特に、4か国の国務院のメンバーの質の確保方法を分析した。フランスにつき、国務院の諮問機能と憲法院の憲法適合性審査との相互作用の検討を行った。次に、二重機能型国務院においては、諮問機能で法令案の審査に携わった者が行政裁判でその法令の適正性を審査することが起こりうる。このことは欧州人権条約6条に違反する恐れがあるが、欧州人権裁の諸判決を検討し、4か国の国務院は欧州人権裁の諸判決を考慮していることも明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の日本の公法学において、フランスの国務院の諮問機能及び最高行政裁判機能については検討されてきたが、本研究は、フランスと多少の異同はあれども二重機能を有するベルギー・オランダ・イタリアの国務院をも検討対象とするものであり、4か国の二重機能型国務院を比較検討した点において大きな学術的意義を有する。特に、「独立の公平な裁判所による裁判を受ける権利」を保障する欧州人権条約6条の観点から4か国の二重機能型国務院の組織・権限を検討し、これを明らかにしたことは、日本の公法学への大きな貢献となる。

研究成果の概要（英文）：Firstly, to clarify the organizations and powers of the Councils of State in France, Belgium, the Netherlands and Italy, which have the legislative advisory function and the supreme administrative justice function, I examined the laws relating to the Councils of State in the four countries and translated them. In particular, I analyzed the quality of the members of the Councils of State. For France, I examined the interaction between the advisory function of the Council of State and the constitutional compatibility control of the Constitutional Court. Secondly, in dual-functional Council of State, it's possible that those involved in the examination of draft laws in the advisory function may examine legality of those laws in the administrative courts. Although this may violate article 6 of European Convention on Human Rights, I examined the judgments of European Court of Human Rights and found that Councils of State in the four countries have taken into account the judgments of ECHR.

研究分野：憲法学

キーワード：二重機能型国務院 フランス国務院 ベルギー国務院 オランダ国務院 イタリア国務院

1. 研究開始当初の背景

(1)国内においては、行政法学は従来フランス国務院の最高行政裁判所としての役割に着目してきており、憲法学は近時になって諮問機関としての役割に着目し始めたが、2つの機能を総合的に分析する検討は行われていない。また、ベルギー、オランダ、イタリアの国務院については、総合的研究どころか、それぞれの機能の紹介・検討もされていない状況である。

(2)一方、国外においては、二重機能型国務院と欧州人権条約6条との関係に関する分析はあるものの、ヨーロッパにおける二重機能型国務院の比較法的研究はなされておらず、国内ではそのような研究は全くなされていない状況であった。その意味で、本研究は、国内外において前例のない大きな意義を有する研究である。

2. 研究の目的

(1)わが国の公法学は、従来、フランス国務院の最高行政裁判所としての役割、とりわけ国務院判決の検討を対象としていた。一方、フランス国務院は、従来、政府の諮問機関(2008年以降は議会の諮問機関としても役割も付与された)としての役割も果たしてきたのであり、その役割は非常に大きなものであったが、わが国において検討の対象とされてこなかった。ところが、近時においてはわが国の内閣法制局との比較法的検討の観点から、フランス国務院の諮問機関としての役割についても検討がなされるようになってきた。とは言え、最高行政裁判所の役割と政府の諮問機関としての役割を総合的に検討してフランスの国務院を位置づける研究はほとんどなされてないと言ってよい。そこで、まず、フランスにおいて二重機能を行使する国務院を総合的に検討することが第一の目的である。

(2)次に、このような二重機能型の国務院は、ベルギー、オランダ、イタリアにおいても存在している。これらの国の国務院については、わが国において、最高行政裁判所としての役割も、政府及び議会の役割もいずれも検討されてこなかった。したがって、これらの国の二重機能型の国務院をそれぞれ総合的に検討することが第二の目的である。

(3)その上で、フランス、ベルギー、オランダ、イタリアの二重機能型国務院を比較検討しつつ、それぞれの国における二重機能型国務院の特徴を検討することが第三の目的である。

(4)一方で、ルクセンブルクのかつての二重機能型国務院は欧州人権条約6条の「独立の公平な裁判所による裁判を受ける権利」の観点から欧州人権裁判所判決によって問題とされ、ルクセンブルクが、憲法改正によって、政府及び議会の諮問機関としての国務院と、独立した行政裁判所とに分離させて以来、このような二重機能型国務院に対する批判が高まっている。そこで、ヨーロッパにおける二重機能型国務院と欧州人権条約6条の「独立の公平な裁判所による裁判を受ける権利」との関係を検討することが第四の目的である。

3. 研究の方法

(1)初年度は、わが国において最も有名なヨーロッパにおける二重機能型国務院であるフランス国務院の研究を中心とする。フランスの国務院に関しては、フランスや他国において多くの研究があり、ヨーロッパにおける二重機能型の国務院の中心である。したがって、フランスの国務院の総合的研究を行うことで、他国との比較の視点を獲得する。

(2)2年目は、初年度のフランス国務院の総合的研究から得られた視点を基礎として、ベルギー、オランダ、イタリアのそれぞれの国務院の総合的研究を行う。

(3)3年目は、2年間の4カ国の国務院の総合的検討から得られた知見・視点をもとに、比較法的検討を行い、その上で、欧州人権条約6条1項の「独立の公平な裁判所による裁判を受ける権利」の観点からの検討も行い、それぞれの国の二重機能型国務院の問題点とその現代的変容を顕出する。

(4)以上の検討は、フランス・ベルギー・オランダ・イタリアの憲法・行政法や欧州人権法の関連図書によって行うが、日本では容易に手に入らないものもある。それらについては現地で調達する必要がある。さらに、文献からは分からない実態を調査するために、フランス・ベルギー・オランダ・イタリアの国務院を訪問し、インタビューを行う。この点、実際には、新型コロナウイルスの世界的まん延によりフランス・イタリアの国務院を訪問することはできなかったが、ベルギー・オランダの国務院を訪問することができ、貴重な証言を得ることができた。これらのインタビュー内容は、後述の通り、公表することができた。

4. 研究成果

(1)主要な成果の第一として、フランス・ベルギー・イタリアの国務院に関連する法令を翻訳することができたことが挙げられる。その成果として、奥村公輔「イタリア国務院関係法令集」駒澤大学法学部研究紀要77号(2019年)1-27頁、奥村公輔「フランス国務院関係法令集」成城法

学 86 号 (2020 年) 381-425 頁、奥村公輔「ベルギー-国務院関係法令集」成城法学 87 号 (2020 年) 169-251 頁、奥村公輔「〔イタリア法令翻訳〕行政裁判法典」成城法学 88 号 (2020 年) 133-161 頁。これらの法令翻訳を通じて、フランス・ベルギー・イタリアの国務院の組織・権限を明らかにすることができた。

(2) 主要な成果の第二として、ベルギー・オランダの国務院に訪問し、ベルギーについては長官に、オランダについては国務評定官にインタビューすることができ、文献からは窺い知れないそれぞれの国務院の実態を知ることができた。これらインタビューの内容はそれぞれ共訳者の協力を得て、公表することができた。奥村公輔 = 河嶋春菜「オランダ国務院の特質 国務評定官の証言」帝京法学 34 巻 2 号 (2021 年) 429-440 頁、奥村公輔 = 河嶋春菜「ベルギーにおける国務院の役割 国務院長官の証言」帝京法学 34 巻 2 号 (2021 年) 441-467 頁。

(3) 主要な成果の第三として、特にフランス国務院の役割を分析し、論文として公表することができた。奥村公輔「フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用 政府諸機関間の相互作用」比較法研究 80 号 (2019 年) 135-143 頁、奥村公輔「国内法秩序形成における法制諮問機関と憲法裁判所との「対話」 フランスの国務院行政部と憲法院による統制を素材にして」法律時報 92 巻 8 号 (2020 年) 103-108 頁。いずれの論文においても、フランス国務院行政部を中心に考察しているが、執筆に当たり訴訟部の役割や具体的な判決をも考慮に入れており、行政部と訴訟部の相互作用についても把握することができた。

(4) 主要な成果の第四として、二重機能型国務院と「独立の公平な裁判所による裁判を受ける権利」を保障する欧州人権条約 6 条との関係を検討し、論文として公表することができた。奥村公輔「欧州人権裁判所に直面するオランダ 二重機能型国務院と「独立の公平な裁判所」」グローバル研究 7 号 (2020 年) 1-19 頁。オランダ国務院における事例に関する欧州人権裁判所の判決の検討を中心に、同一人物による同一事案の審査の禁止の判例の射程を明らかにするとともに、その後のオランダの対応をも含めて明らかにすることができた。

(5) 主要な成果の第五として、フランス・ベルギー・オランダ・イタリアの国務院におけるメンバーの質に関する分析を行い、これを論文として公表することができた。奥村公輔「内閣法制局の「人的資源」の質の確保に関する比較法的考察 フランス、ベルギー、オランダ、イタリアの国務院を素材に」法律時報 93 巻 4 号 (2021 年) 83-88 頁。4 か国の国務院は、それぞれ法制諮問機能と最高行政裁判機能を有しているが、このような国務院のメンバーたる資格は実定法上どのように確保されているのかを検討し、四国四様のやり方で、法律家として高いメンバーの質が実定法により確保されていることを明らかにした。

(6) フランス・ベルギー・オランダ・イタリアの国務院の組織・権限に関する総合的な比較法的論稿を公表することはできなかつた。現在、その公表に向けて論稿を鋭意執筆中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 487号
2. 論文標題 国会の種類と会期制をめぐる諸問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 54, 59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 93巻4号
2. 論文標題 内閣法制局の「人的資源」の質の確保に関する比較法的考察 フランス、ベルギー、オランダ、イタリアの国務院を素材に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 83, 88
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔 = 河嶋春菜	4. 巻 34巻2号
2. 論文標題 ベルギーにおける国務院の役割 国務院長官の証言	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 帝京法学	6. 最初と最後の頁 441, 467
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔 = 河嶋春菜	4. 巻 34巻2号
2. 論文標題 オランダ国務院の特質 国務評定官の証言	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 帝京法学	6. 最初と最後の頁 429, 440
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 793号
2. 論文標題 [最新裁判例研究] 憲法 臨時会不召集の違憲性とその国賠法上の違法性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 88号
2. 論文標題 [イタリア法令翻訳] 行政裁判法典	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 133,161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 92巻13号
2. 論文標題 「内閣に置かれる機関」としての内閣法制局の組織法的考察 内閣官房との比較の視点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 254,259
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 787号
2. 論文標題 [最新裁判例研究] 憲法 地方議会議員の発言免責特権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 92巻8号
2. 論文標題 国内法秩序形成における法制諮問機関と憲法裁判所との「対話」 フランスの国務院行政部と憲法院による統制を素材にして	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 103,108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 7号
2. 論文標題 欧州人権裁判所に直面するオランダ 二重機能型国務院と「独立の公平な裁判所」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 グローバル研究	6. 最初と最後の頁 1,19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 86号
2. 論文標題 フランス国務院関係法令集	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 381,425
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 87号
2. 論文標題 ベルギー国務院関係法令集	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 169,251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 77号
2. 論文標題 イタリア国務院関係法令集	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 駒澤大学法学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 1-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 80号
2. 論文標題 フランスにおける国家諸機関の憲法解釈の相互作用 政府諸機関間の相互作用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 135-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 フランスにおける政府の憲法解釈
3. 学会等名 フランス行政法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 山本龍彦 = 横大道聡編著 (奥村公輔ほか著)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 456
3. 書名 憲法学の現在地 判例・学説から探究する現代的論点	

1. 著者名 松浦一夫 = 奥村公輔編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 484
3. 書名 憲法概説〔第2版〕	

1. 著者名 阪口正二郎 = 愛敬浩二 = 青井未帆編著（奥村公輔ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 231
3. 書名 憲法改正をよく考える	

1. 著者名 毛利透 = 須賀博志 = 中山茂樹 = 片桐直人編（奥村公輔ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 912
3. 書名 比較憲法学の現状と展望	

1. 著者名 土井真一編著（奥村公輔ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 286
3. 書名 憲法適合的解釈の比較研究	

1. 著者名 山中倫太郎編（奥村公輔ほか著）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 防衛大学校先端学術推進機構グローバルセキュリティセンター	5. 総ページ数 116
3. 書名 軍隊の活動に関する国内法的規律の形態に関する比較調査 憲法および法律の規律を中心とした欧米7カ国調査	

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究に関連する講演として、2019年9月4日に、国立国会図書館調査及び立法考査局の説明聴取会において、「フランスにおける憲法改正過程」と題する報告を行った。

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------